

UC 法人カード会員規約（新旧対照表）

改定前	改定後
《一般条項》	
第10条(退会及びカードの利用停止と返却)	第10条(退会及びカードの利用停止と返却)
2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの利用停止又は法人会員の資格を取消し、又は特定のカード使用者の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。 (イ)カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 (ロ)本規約のいずれかに違反した場合。 (ハ)当社に対する支払債務又は当社が保証している債務の履行を怠った場合。 (ニ)信用情報機関の情報により、法人会員又はカード使用者の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。 (ホ)第 21 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、又は暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 (ヘ)第 7 条第 1 項に定める口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。 (ト)第 12 条第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合。 (チ)法人会員又はカード使用者が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。 (リ)第 17 条の 2 第 1 項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。 (ヌ)第 17 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。 (ル)第 17 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。 (ヲ)第 15 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から法人会員又はカード使用者への連絡が不可能であると当社が判断した場合。 (ワ)法人会員又はカード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からの連絡が困難と判断した場合。 (カ)カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。	2. 法人会員またはカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員またはカード使用者として不適当と認めた場合、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの利用停止または法人会員の資格を取消し、または特定のカード使用者の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。 (イ)カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 (ロ)本規約のいずれかに違反した場合。 (ハ)当社に対する支払債務または当社が保証している債務の履行を怠った場合。 (ニ)信用情報機関の情報により、法人会員またはカード使用者の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断した場合。 (ホ)第21条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、または暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 (ヘ)第7条第1項に定める口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。 (ト)第12条第1項または第2項各号のいずれかに該当した場合。 (チ)法人会員またはカード使用者が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。 (リ)第17条第3項に記載する行為を行った場合。 (ヌ)第17条の2第1項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。 (ル)第17条の2第2項に記載する行為を行った場合。 (ル)第17条の2第3項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。 (ヲ)第15条第1項に違反したことなどにより、当社から法人会員またはカード使用者への連絡が不可能であると当社が判断した場合。 (カ)法人会員またはカード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からの連絡が困難と判断した場合。 (コ)カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失または在留資格の確認ができない場合。
第17条(その他承諾事項)	第17条(その他承諾事項)
	3.法人会員またはカード使用者は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員・従業者等(派遣社員を含み、以下「従業者等」といいます。))に対し、次の各号に掲げる行為その他従業者等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。 (イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷その他の人格を攻撃する言動 (ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と当社が認めた要求等
個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項	
第2条(営業活動等の目的での個人情報の利用)	第2条(営業活動等の目的での個人情報の利用)
(2)カード使用者は、当社がユーシーカード株式会社(以下「UC社」と称します。))に対して第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、UC社がクレジットカード事業におけるUC社及びUC社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。	(2)カード使用者は、当社が第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえでUC社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に利用することに同意します。
第3条(個人信用情報機関への登録・利用)	第3条(信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供)
(1)カード使用者の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」と称します。))及び加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」と称します。))に照会し、カード使用者及びカード使用者の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力(返済能力)の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。 (2)カード使用者の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、(3)に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。 (3)加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。 (株)シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 フリーダイヤル 0120-810-414 ホームページアドレス https://www.cic.co.jp/ 登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報 登録期間 ①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間 ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内 ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内 ※(株)シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 (株)日本信用情報機構(JIICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 ナビダイヤル 0570-055-955 ホームページアドレス https://www.jicc.co.jp/	(1)信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意 カード使用者は、下記の事項に同意します。 ①当社は、カード使用者の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等)を、当社が加盟する信用情報機関(注)およびこれと提携する信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」といいます。))に提供し、カード使用者に関する信用情報(③④⑤に定める情報をいいます。下同じ。)をこれら信用情報機関に照会します。 ②上記①の照会により、当社は、これら信用情報機関にカード使用者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、カード使用者の支払能力・返済能力の調査のために利用します。 (注)個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者(以下「加盟事業者」といいます。))に提供することを業とするものをいいます。 (2)信用情報機関への信用情報の提供に関する同意 カード使用者は、下記の事項に同意します。 ①当社は、カード使用者に係る本契約に基づく②に定める信用情報を、加盟信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において②に定める期間保有され、③に記載のとおり利用されます。 ②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。 <u>提供情報</u> カード使用者の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。 申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数、等)。 支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。 <u>保有期間</u> A本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報および申込みの事実)は当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間 B本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実)は契約期間中および契約終了後5年以内 C上記、本契約に係る事実(債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合は契約期間中および契約終了後5年間

登録情報 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等) 登録期間 ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が(株)日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内 ②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間 ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内 ④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内) (4)提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。 全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。	㈱日本信用情報機構 提供情報 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、並びに申込日および申込商品種別等の情報、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等) 保有期間 A本契約にかかる申込みをした事実は、当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内 B本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間 C契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中および契約終了後5年以内 D取引事実に関する情報は、契約発生中および契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内) (3)信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 カード使用者は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者によるカード使用者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。 ①信用情報機関が保有する信用情報 当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報またはその一部を保有します。 A上記(2)により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報 B信用情報機関が収集したA以外の情報 C信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報 ②信用情報機関による信用情報の利用 当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報をAおよびB、またはAのとおり利用します。 A信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理 B信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出 ③信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供 当社が加盟する信用情報機関は、信用情報(①A.B.C.)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報(①A.)を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。 (4)当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関 ①当社が加盟する信用情報機関の名称等 当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面(電磁的記録を含みます。)により通知し、同意を得るものとします。 ㈱シー・アイ・シー(CIC)〔割賦販売法に基づく指定信用情報機関〕(貸金業法に基づく指定信用情報機関) お問い合わせ先:0570-666-414 ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp/ ※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。 ㈱日本信用情報機構(JICC)〔貸金業法に基づく指定信用情報機関〕 お問い合わせ先:0570-055-955 ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp/ ②提携信用情報機関の名称等 全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 ホームページアドレス: https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
第9条(条項の変更)お問い合わせ事項	第9条(条項の変更)お問い合わせ事項
・個人情報の開示・訂正・削除、(第4条)その他当社が保有する個人情報について ・支払停止の抗弁に関する書面(会員規約第26条第4項)について ・当社及び加盟店の営業案内等、広告宣伝印刷物の中止(第2条)について ・その他本規約全般について	・個人情報の開示・訂正・削除、(第5条)その他当社が保有する個人情報について ・当社および加盟店の営業案内等、広告宣伝印刷物の中止(第2条)について ・その他本規約全般について

下線、主たる変更箇所